

北茨城市社協介護センター「のぞみ」運営規程
(指定訪問入浴介護事業所)

平成11年11月 8日
北茨社協規程第 3 号

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会が開設する北茨城市社協介護センター「のぞみ」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護事業(以下「事業」という。)運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう入浴の援助を行い、利用者の清潔保持、心身機能の維持等を行う。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 北茨城市社協介護センター「のぞみ」

(2) 北茨城市華川町白場187-74

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 看護職員 2名(1名は管理者と兼務)

訪問入浴車又は折りたたみ式浴槽(以下「訪問入浴車等」という。)により利用対象の家庭に訪問し、利用者の健康状態などの確認及び入浴サービスを提供する。

(3) 介護職員 2名以上

訪問入浴車等により利用対象者の家庭に訪問し、入浴サービスを提供する。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、12月31日から1月3日までの年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴による洗身、洗髪介護。
- (2) その他の入浴に関連する事項。

(利用料等)

第7条 指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に基づく額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、1 km 当たり 20 円で積算した額を徴収する。
- 3 利用者の選定により提供する特別な浴槽水にかかる費用は実費を徴収する。
- 4 前2項に掲げる費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、同意を得て文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北茨城市の全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断及び日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 利用者が入浴する際には、付き添う人を付け立ち会うこと。
- (3) 利用者は入浴することを承諾するとともに、付添い人はこれを確認すること。
- (4) 利用者が入浴を承諾し付添い人がこれを確認した場合であっても、身体の状態等により入浴が悪影響を及ぼす恐れがあるとサービス提供責任者が判断した場合には、即刻中止することがあること。

(緊急時の対応)

第10条 従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 従業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理等)

第12条 従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業所において感染症の発生及び蔓延を防止するために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するため、定期的（年1回以上）に研修を実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者）を設置する

(業務継続計画に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、介護に従事する職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 5 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示するとともに、サービス利用申込者のサービス選択に資するよう、利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
- 6 正当な理由なく指定訪問入浴介護サービスの提供を拒まない。
- 7 自らサービス提供が困難なときには、適当な他の指定訪問入浴介護事業者を紹介する等の措置を講ずる。
- 8 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて更新申請の援助を行う。
- 9 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- 10 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- 11 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定訪問入浴介護サービスを提供する。
- 12 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者または家族から求められたときは

これを掲示するものとする。

13 利用者からの相談及び苦情等に対する窓口を置き、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、文書で記録し保管する。

14 利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(補則)

第16条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月17日、規程第11号)

この規程は、平成12年7月22日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日、規程第5号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日、規程第4号)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月24日、規程第4号)

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日、規程第3号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日、規程第1号)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。